

令和3年 第10回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和3年8月6日(金)			
招集の場所	時津町役場 第2庁舎4階大会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和3年8月6日(金) 午後1時30分		
	閉 議	令和3年8月6日(金) 午後2時02分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第9回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第32号 時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令
の一部を改正する訓令

議案第33号 時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令の全部を改正する訓令

議案第34号 時津町B&G海洋センター運営委員会規則の一部を改正する規則

議案第35号 時津町文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第36号 教育委員会の点検・評価について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第10回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第9回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第9回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第9回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第9回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年7月16日から令和3年8月5日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

7月25日のenjoy! パパ・ママ in 野田は、初めての開催でしたか。

○ 相川教育長

元村郷、左底郷に続き3つ目の地区である野田郷で、はじめて開催しました。野田地区の方々が積極的に参加者を募る等、熱心にサポートをしてくださいました。これからも続けていくこととしております。

○ 吉田教育委員

サポーターの方を除いた参加人数を教えてください。

○ 相川教育長

ご夫婦4組の参加でした。

○ 吉田教育委員

ありがとうございます。

○ 川崎教育委員

8月4日に鳴北中学校のコミュニティスクール協議会が開催されたようですが、コミュニティスクールの進捗状況を教えてください。

○ 相川教育長

今まで、学校長と地域の方のコミュニティスクールに対する認識が平行線でありました。

学校側は、地域の方々に学校を応援していただきたいという意識があり、地域の方は、学校の課題に学校と地域で一緒に取り組んでいきたいといった考えを持っておられます。また、働き方改革があるので、先生方に時間的な負担がかかるのではとの校長先生の心配もあったようです。

今回、歩み寄りの話し合いを設け、学校と地域の仲を教育委員会が取り持つのもっと気軽に意見交換から始めましょうという事になりました。

○ 川崎教育委員

まだ時間がかかりそうですか。

○ 相川教育長

まだちょっと時間がかかると思われます。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第32号 時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案第32号、時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令についての件を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第32号、時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令について説明いたします。

資料は、議案を1枚めくって「訓令の骨子」のページと、次の議案第33号資料の9ページのカラー刷りの表「時津町教育委員会ハラスメントについて」をご覧ください。

本改正は、事業主が職場における優越的な言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針を踏まえ、働きやすい職場環境づくりを推進するため、人事院の規則等の改正にあわせ、時津町立小・中学校におけるハラスメント防止等に関する訓令の一部を改正するものです。

まず、第1条ですが、カラー刷りの表をご覧ください。また、32号議案の新旧対照表をお願いします。

まず、カラー刷りの表ですが、これは、教育委員会事務局に勤務する職員及び町立小中学校に勤務する職員とハラスメント防止に対し、適用される例規との関係を示したものです。

本町の町立小・中学校で勤務する教職員には、雇用形態によって、青い枠で囲んだ部分の県雇用職員と本町教育委員会雇用の職員、それから黄色い枠で囲んだ教育振興公社で雇用される職員がおります。

このうち、青い枠で囲んだ、県雇用職員と町教育委員会雇用の職員につきましては、これまでハラスメントの防止に関して、どちらも「時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令」に基づき、対応を行ってまいりました。

このなかで、本町教育委員会雇用の職員につきましては、このあとに、ご審議いただく「時津町教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する訓令」による対応となることから、これを除外するために、新旧対照表、左側の第1条の条文のカッコ書き部分を追加しております。

次に第4条ですが、ハラスメントを防止することが義務化されたため、文言を修正しております。

次に、第5条につきましては、ハラスメント防止等のための職員の意識啓発及び知識の向上が事業主の責務となっているため、表現を改めています。

また、部下を指導する立場にある職員が、マネジメント能力や部下の性格・能力を見極めて指導するスキルを身につけることが重要であることから、必要な研修について、「技能」の文言を追加しています。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第32号、時津町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第33号 時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令の全部を改正する訓令

○ 相川教育長

続きまして、議案第33号、時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令の全部を改正する訓令についての件を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第33号、時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令の全部を改正する訓令についてご説明いたします。

先ほどの議案32号の説明と重複いたしますので、簡単に説明させていただきます。

資料7ページの骨子をご覧ください。

「1趣旨」に記載しておりますが、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「時津町職員のハラスメントの防止等に関する訓令」が令和2年6月1日から施行されました。

この訓令では、私どもの教育委員会職員については対象となりますが、教育委員会が任命し、校長の指揮監督のもと町立小中学校に勤務する職員、具体的には、特別支援学級などの授業の支援を行う教育支援員、小中学校の図書館の運営を行う図書司書、ALT（外国語指導助手）などの職員については対象とならないため、この方たちを対象とするため、「時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令」の全部改正を行うものです。

以上で、議案第33号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第33号、時津町教育委員会職員セクシャル・ハラスメントの防止等に関する訓令の全部を改正する訓令についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第34号 時津町B&G海洋センター運営委員会規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第34号、時津町B&G海洋センター運営委員会規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第34号、時津町B&G海洋センター運営委員会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案の次に添付しております改正の骨子をご覧ください。

まず、改正の趣旨についてですが、「日本体育協会」及び「長崎県体育協会」が「日本スポーツ協会」及び「長崎県スポーツ協会」に名称を変更したことにより、本町の「体育協会」が、名称を「時津町体育協会」から「時津町スポーツ協会」へ変更したことに伴い、当該規則の運営委員の委員に選任する組織の名称について、改正を行うものです。

改正の内容についてですが、次のページの新旧対照表をご覧ください。

規則第3条の第2号について、現行の「町体育協会代表」を「町スポーツ協会代表」に変更しております。

なお、この規則の改正は、附則において、公布の日から施行することとしております。

また、町長部局における条例及び規則等にある「体育協会」の文言についても「スポーツ協会」に改定することとしております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原委員

附則の「公布の日から施行する」とは、公布の日はまだ定まっていないということですか。

○ 大工園社会教育課長

今から決済等手続きをとって、掲示板に掲示した日になりますので、まだ定まっておりません。

○ 相川教育長

他にありませんか。

○ 吉田委員

新旧対照表改正案の（６）町内学校長代表の「表」が抜けています。

○ 大工園社会教育課長

修正します。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第３４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第３４号、時津町B&G海洋センター運営委員会規則の一部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

日程第３ 議案第３５号 時津町文化財保護審議会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第３５号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についての件を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第３５号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町文化財保護審議会委員につきまして、本年８月３１日の任期満了により、９月１日付けで新たに委嘱する必要が生じたので、本議案を提出するものです。

文化財保護審議会につきましては、「時津町文化財保護審議会に関する規則」第２条により委員７名をもって組織することとなっており、また、同４条により委員の任期は２年とな

っております。

先ほど申し上げましたように、本年8月31日が任期満了でありましたので、現在の委員全員に対しご意向を確認いたしましたところ、全員の方が再任を受諾されましたので、別紙委員一覧のとおり、7名の方々に引き続き委員を委嘱するものでございます。

なお、委員の任期については、令和3年9月1日から令和5年8月31日まででございます。

以上で、議案の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 川崎委員

時津町史談会について教えてください。

○ 大工園社会教育課長

時津町の歴史や文化等について、調査研究をしながら活動している団体です。

茶屋（本陣）一般公開の際に、歴史ミニ講座「時津街道と茶屋（本陣）の歴史」について話をさせていただいたり、歴史散歩では、参加者に同行し説明いただいています。

○ 川崎委員

時津町史談会には、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○ 大工園社会教育課長

手元に資料がありませんので、会員の人数についてはわかりません。

○ 川崎委員

経験期数の「1」とは、1期ということですか。

○ 大工園社会教育課長

はい。1期ということですか。

○ 川崎委員

今回は、新しく入った方はいらっしゃらないということですか。

○ 大工園社会教育課長

はい。全員の方が再任となっております。

○ 川崎委員
わかりました。

○ 相川教育長
他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第35号、時津町文化財保護審議会委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第36号 教育委員会の点検・評価について

○ 相川教育長
続きまして、議案第36号、教育委員会の点検・評価についての件を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長
議案第36号、教育委員会の点検・評価についてご説明いたします。

本議案につきましては、提案理由にあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することになっておりますので、本議案を提出するものです。

報告書の内容につきましては、これまでの協議の中で教育委員の皆さまのご意見等を踏まえた上で、作成いたしております。

なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることになっておりますので、報告書2ページに記載しておりますが、今回は、長崎大学の畑中准教授と、長崎純心大学の松尾准教授にご意見やご助言をいただいております。

お二人の所見につきましては、112ページ以降に記載しておりますが、事前にお配りしておりましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 相川教育長
本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第36号、教育委員会の点検・評価についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第10回時津町教育委員会会議を閉会します。